

高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>制定 平成25年11月11日</p> <p>改正 平成26年 1月24日</p> <p>改正 平成26年 3月19日</p> <p>改正 平成26年 8月14日</p> <p>改正 平成27年 4月 1日</p> <p>改正 平成27年10月 6日</p> <p>改正 平成28年 4月 1日</p> <p>改正 平成28年 9月27日</p> <p>改正 平成28年12月26日</p> <p>改正 平成29年 4月 3日</p> <p>改正 平成31年 4月 1日</p> <p>改正 令和 元年 9月24日</p> <p>改正 令和 2年 4月 1日</p> <p>改正 令和 4年10月 4日</p> <p>改正 令和 6年 4月 1日</p> <p><u>改正 令和 6年12月17日</u></p> <p>第1条～第17条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和6年12月17日から施行する。</u></p>	<p>制定 平成25年11月11日</p> <p>改正 平成26年 1月24日</p> <p>改正 平成26年 3月19日</p> <p>改正 平成26年 8月14日</p> <p>改正 平成27年 4月 1日</p> <p>改正 平成27年10月 6日</p> <p>改正 平成28年 4月 1日</p> <p>改正 平成28年 9月27日</p> <p>改正 平成28年12月26日</p> <p>改正 平成29年 4月 3日</p> <p>改正 平成31年 4月 1日</p> <p>改正 令和 元年 9月24日</p> <p>改正 令和 2年 4月 1日</p> <p>改正 令和 4年10月 4日</p> <p>改正 令和 6年 4月 1日</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第1条～第17条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>(新 設)</u></p>

新

旧

別表第1-1 (第3条第1項第1号関係)

別表第1-1 (第3条第1項第1号関係)

補助事業名	耐震診断費補助事業	耐震改修設計費補助事業	耐震改修費補助事業
補助事業者	市町村		
補助対象経費	要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する経費	対象となる建築物の耐震化のための計画の策定に要する経費	対象となる建築物の耐震化に必要な耐震改修又は建替工事等に要する経費。
補助対象限度額 (注1)	面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内 ただし、設計図書の内容、第三者機関(注3)の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は157万円を限度として加算することができる。	耐震改修費補助事業の補助対象限度額に設計料率(注4)を乗じた額	①耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)× <u>57,000円</u> ②免震工法等特殊な工法による耐震改修又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保するため、通常の1.25倍以上の耐震性を確保する必要があると市町村が認める建築物に係る耐震改修の場合は、①にかかわらず、耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)× <u>23,300円</u> ③免震工法等特殊な工法による建替工事については、耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)× <u>36,300円</u> を限度として①に加算することができる。(ただし、免震工法等特殊な工法及び建替えのために要する経費で知事が必要と認められたものに限る。) ④特に倒壊の危険性が高い建築物(耐震診断の結果、I _s 値が0.3未満のもの)については、①にかかわらず、延床面積(平方メートル)× <u>62,700円</u>
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)に基づき実施する耐震診断であること。 ①対象となる建築物は、耐震診断の結果「倒壊の危険性がある」と判断されたものであること。 ②要緊急安全確認大規模建築物にあっては、市町村が地域防災計画に避難所等として位置付けている又は位置付けられることが確実なものであること。 ③要安全確認計画記載建築物(防災拠点)にあっては、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保する構造(注5)となるものに限る。 ④設計の完了後、原則として5年以内に工事に着手するものに限る。		
補助金の額 (注2)	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。ただし、要安全確認計画記載建築物(防災拠点)及び要安全確認計画記載建築物(市町村指定緊急輸送道路等沿道)にあっては補助対象限度額の4分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。	補助対象限度額の4分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。	補助対象限度額の5分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。ただし、要緊急安全確認大規模建築物にあっては、6分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。

補助事業名	耐震診断費補助事業	耐震改修設計費補助事業	耐震改修費補助事業
補助事業者	市町村		
補助対象経費	要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する経費	対象となる建築物の耐震化のための計画の策定に要する経費	対象となる建築物の耐震化に必要な耐震改修又は建替工事等に要する経費。
補助対象限度額 (注1)	面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内 ただし、設計図書の内容、第三者機関(注3)の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は157万円を限度として加算することができる。	耐震改修費補助事業の補助対象限度額に設計料率(注4)を乗じた額	①耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)× <u>51,200円</u> ②免震工法等特殊な工法による耐震改修又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保するため、通常の1.25倍以上の耐震性を確保する必要があると市町村が認める建築物に係る耐震改修の場合は、①にかかわらず、耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)× <u>23,300円</u> ③免震工法等特殊な工法による建替工事については、耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)× <u>32,600円</u> を限度として①に加算することができる。(ただし、免震工法等特殊な工法及び建替えのために要する経費で知事が必要と認められたものに限る。) ④特に倒壊の危険性が高い建築物(耐震診断の結果、I _s 値が0.3未満のもの)については、①にかかわらず、延床面積(平方メートル)× <u>56,300円</u>
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)に基づき実施する耐震診断であること。 ①対象となる建築物は、耐震診断の結果「倒壊の危険性がある」と判断されたものであること。 ②要緊急安全確認大規模建築物にあっては、市町村が地域防災計画に避難所等として位置付けている又は位置付けられることが確実なものであること。 ③要安全確認計画記載建築物(防災拠点)にあっては、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保する構造(注5)となるものに限る。 ④設計の完了後、原則として5年以内に工事に着手するものに限る。		
補助金の額 (注2)	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。ただし、要安全確認計画記載建築物(防災拠点)及び要安全確認計画記載建築物(市町村指定緊急輸送道路等沿道)にあっては補助対象限度額の4分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。	補助対象限度額の4分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。	補助対象限度額の5分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。ただし、要緊急安全確認大規模建築物にあっては、6分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。

新

別表第1－2（第3条第1項第2号関係）

緊急輸送道路等沿道建築物除却事業			
補助事業名	緊急輸送道路等沿道建築物除却事業		
補助対象経費	要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する経費	対象となる建築物の除却の計画策定に要する経費	対象となる建築物の除却に要する経費
補助対象限度額 (注1)	面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内 ただし、設計図書の内容、第三者機関(注3)の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は157万円を限度として加算することができる。	対象となる建築物の除却に要する経費の限度額に設計料率(注4)を乗じた額	対象となる建築物の延床面積(平方メートル)×57,000円 ただし、住宅(マンションを除く。)にあっては延床面積(平方メートル)×39,900円 マンションにあっては延床面積(平方メートル)×51,700円
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの		
	対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。 (1) 要安全確認計画記載建築物(防災拠点を除く。)であること。 (2) 市町村長が緊急輸送道路の通行の確保のため必要と認め、所有者から当該市町村へ寄付をされた建築物であること。 (3) 当該建築物に対して当該市町村の所有権以外の権利が附されていないもの、及び当該敷地に対して当該市町村の所有権又は借地権以外の権利が附されていないもの。		
	「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)に基づき実施する耐震診断であること。	対象となる建築物は、耐震診断の結果「倒壊の危険性がある」と判断されたものであること。	
補助金の額 (注2)	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。	補助対象限度額の5分の1以内の額とする。

別表第1－3（略）

別表第2（略）

点検表1，2（略）

別表第3（略）

第1号様式～第7号様式（略）

旧

別表第1－2（第3条第1項第2号関係）

緊急輸送道路等沿道建築物除却事業			
補助事業名	緊急輸送道路等沿道建築物除却事業		
補助対象経費	要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する経費	対象となる建築物の除却の計画策定に要する経費	対象となる建築物の除却に要する経費
補助対象限度額 (注1)	面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内 ただし、設計図書の内容、第三者機関(注3)の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は157万円を限度として加算することができる。	対象となる建築物の除却に要する経費の限度額に設計料率(注4)を乗じた額	対象となる建築物の延床面積(平方メートル)×51,200円 ただし、住宅(マンションを除く。)にあっては延床面積(平方メートル)×34,100円 マンションにあっては延床面積(平方メートル)×50,200円
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの		
	対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。 (1) 要安全確認計画記載建築物(防災拠点を除く。)であること。 (2) 市町村長が緊急輸送道路の通行の確保のため必要と認め、所有者から当該市町村へ寄付をされた建築物であること。 (3) 当該建築物に対して当該市町村の所有権以外の権利が附されていないもの、及び当該敷地に対して当該市町村の所有権又は借地権以外の権利が附されていないもの。		
	「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)に基づき実施する耐震診断であること。	対象となる建築物は、耐震診断の結果「倒壊の危険性がある」と判断されたものであること。	
補助金の額 (注2)	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。	補助対象限度額の4分の1以内の額とする。	補助対象限度額の5分の1以内の額とする。

別表第1－3（略）

別表第2（略）

点検表1，2（略）

別表第3（略）

第1号様式～第7号様式（略）